

私鉄労働争議について

二二六一九 鉄道監督局

一、京王帝都争議妥結

六月三日のオニセスト決行後労使の交渉が行われたが妥結せず十四日から都労委が斡旋に入り十七日のオニセストを控え連日徹宵に亘る斡旋の結果十七日午前七時漸く労使の意見が一致し組合は直ちにスト中止指令を発した、同八時半全線平常運転に復した。

二、東武鉄道争議妥結

労働協約並びに賃金問題に関する中労委の調停案拒否後労使の團体交渉が続けられていたが十七日に至り重要な争点である労働協約中の人事権の問題について漸く意見の一一致を見、十八日午前三時妥結、同日の二十四時間ストは中止された。

三、京浜急行労組無期限スト一時回避

十七日以降の無期限ストを控えて中労委では十六日午后から斡旋に入り十七日午前三時斡旋案を提示したが労使ともこれを拒否し、組合は同日から無期限ストに突入した。然し十七日深更の團体交渉で速かな局面打開のため会社は斡旋案を前進すると、組合は十八日から二十日までストを一時回避、二十一日以降行う、し双方誠意をもつて交渉を行うことになり、その後交渉が続けられている。

四、東京急行の團体交渉の模様

六月八日中労委から團体交渉をもつて争議の自主的解決をするよう勧告がありその後労使の交渉が行われているが依然意見の一致をみるまでには至っていない。

五、広島電鉄労組オニセスト決定

六月十五日の二十四時間スト決行後も依然解決の見透しがつかず、組合は更に十七、十九、二十一の三日間事務スト、二十三日市内線の二十四時間ストを決定した。